

# 国東御領諸富名主の系譜

―別府市後藤氏蔵「紀系図」について―

渡辺 澄夫

はじめに

かつて本誌二・二二合併号上に、「豊後国東郷と諸富名について―二豊荘園の研究(四)」という小論を発表したことがある。これは在家の研究で有名な史料である「志賀文書」弘長参年正月廿五日の「国東御領諸富名主沙彌西秀讓状」と「同坪付」を中心として、文書中の小字などから現在地を考え、この諸富名が現在の国東町上国東区・豊崎区(もと上国崎村・豊崎村)の一部にあたり、西秀・子秀隆等が紀姓であることから、古代から中世にかけてこの地方に栄えた紀氏一族で、国東郡司職ないしは国東郷司職の家柄と関係があることを推定したものである。もちろんこの論文では、在家の性格について考察するところが一つの目的でもあったが、今はこの問題にはふれないことにする。

さてこの論文が発表されてのち、本会々員である別府市後藤武夫氏から、諸富名主沙彌西秀に関する系図があるとの連絡をいただいた。一般の常識から考えた場合、鎌倉期の文書で、しかもそれほど有名な人物でもない人の系図があることは、ほとんど考えられないことである。もしそうした系図があっても、一般に系図は後世の作為になるものが多いから、信じられないのが普通である。こうした一般的常識からして、私が後藤氏の好志に感謝しつつも、実は半信半疑でいたのは、已むを得ないことであつた。

しかしよく調べてみると、この系図は不思議と、志賀文書の内容と合致するものがある。そうした内容といい、系図の紙質や文字といい、必ずしもありふれた後世的作為のそれとは同一視できないものがあるようである。

以下この系図を紹介しながら、諸富名主紀氏のことについて論及してみたい。

## 一 「紀系図」の伝来

まずこの系図の伝来について考えよう。この系図の現所蔵者が、別府市鶴見の後藤氏であることについて、その由来が判らず長らく解釈に苦しんだ。というのは、国東郷の紀氏の系図がどうして全く関係のない、しかも遠くはなれた別府市にあるか、ということについてである。この点について、後藤氏から最近ようやく直接話をきく機会を得たので総合して記すことにする。後藤氏の祖先は豊後森藩の飛地である速見郡鶴見村（現別府市）の在官であつたという。数代前までの略系を示すと次の通りである。

後藤孫十郎秀春 一 近蔵秀明 一 勘六 一 武夫

溝部 セン

四代前の孫十郎秀春の妻に、国東から溝部セン女が嫁し、この人が実家の溝部氏の系図を持参したものであるという。後藤氏と溝部氏とは以前から姻籍関係にあり、後藤氏から国東の溝部氏に嫁した人もあるという。この系図に溝部氏があらわれ、一族の中に富来氏があり、また六郷満山末山本寺の一カ寺である小城山の院主職を帯する支流のあることも、これによって氷解するわけである（後述）。溝部氏の生家の所在地は、セン女の語り伝えでは、国東郷の東堅来の長木家の付近（有名な指定文化財である国東塔や板碑のある）であるというが、今は絶家して明瞭でない。

『大分県史料』を見ると、国東地方に室町・戦国期に溝部氏が居り、大友田原氏の被官として活躍していることは顕著な事実である。後述のごとく、この「紀系図」には溝部氏は南北朝期ごろまでしか記されていないので、文書上の人物と対照させ

ることは不可能であるが、おそらく両者は同系であろう。セン女実家の絶家の時期ははっきりしないが、おそらくこうした時期にこの系図がその嫁ぎ先に移されたものであろう。

以上でこの系図の伝来はほぼ判明したわけであるが、これを外的に見た場合、紙質は虫喰等もあってももちろん明治や江戸末期のものではなく、筆蹟も比較的古いものである。ただ紙質のわりに墨色がやや新らしいかと思われるふしがないではないが、筆者の見るところでは、少なくとも江戸時代中期ないし初期の頃のものと推定され、それより降るものではないと思われる。その内容などから見て、古い系図を江戸時代初・中期ごろに写し替えたものではあるまいか。このように考えてくると、この資料は、系図なるが故に、ありふれた後世的作為のものであると速断して、無下に否定し去ることはできないように思われる。

註(1) 後藤武夫氏の直話による。同氏の配意と示教を得たことを感謝する。

(2) 『大分県史料』一〇巻「宮永氏影写文書」一一二二〇、「萱嶋文書」四九、「後藤敬宏文書」八、「片山文書」二六等に例が多い。

## 二 系図の内容

そこで系図の内容の紹介と検討に移ろう。系図のはじめは孝元天皇から出て武内宿禰を配し、紀長谷雄などを記しているが、これは除外する。長谷雄の五世の孫である継雄から国東郡との具体的関係が記されているので、その一部を抄出する。

### 紀系図

繼 雄  
 肥前守子時登後園々可羅任肥後守  
 為十夜補加東郡司 四十六死去

秀 任  
 從四位部權大經為十九同國司  
 郡司兼希 四十死 母廉女

秀 武  
 從五位上權後守四十補郡司  
 關司被營 九十六死

守 永  
 号德孫太郎四十補郡司  
 去伊弉郡司也 (74) 六十二死

永 俊  
 号源大末十八郡司 四十六死  
 俊 道  
 号民部大夫廿一郡司 四十三死

俊 宗  
 号民部太郎 十六郡司 五十一死  
 号紀内 宗 平  
 三十一郡司 四十九死  
 号木工允 忠 俊  
 号木工允 母孝佐大宮司  
 公通妹安瀨 三十八死  
 三大夫助安女 三十七補郡司  
 長寬三年二月 廿一日口三十七  
 死 天正寺七十二  
 号木工大郎 俊 朝  
 法念仙様 号馬允出家後  
 居住天王寺開 号天王寺入道  
 仁治二年辛丑 三月廿七日於  
 死 天王寺七十二

秀 俊  
 号馬大郎 法名西秀 七十六文永  
 四年三月廿二日死  
 秀 朝  
 号馬四郎 法名朝念 延慶四年  
 三月七日 八十九死  
 秀 兼  
 号濟部大郎 法名淨津 二十於博多  
 死  
 秀 隆  
 号隆口無子 時政  
 禪尼  
 号七郎 熊一  
 女 寬然妻  
 朝 政  
 号梯迫三郎  
 熊 然  
 大夫同留梨 号大野悱別  
 當  
 寬 然  
 延 然  
 祐 然  
 (小坡山院主)  
 (下同、略)

これについてみると、継雄・秀任・秀武等は豊後国司で、国東郡司を兼帯したらしい。守永から忠俊までは国東郡司と記している。秀武の場合に、備後守で国東郡司を兼ねたとするごとき解しかねる記述があり、又任郡司や死去の年令を明記した等かなり疑わしいところもないではないが、これらは何かの記録によって、後に記したものと考えれば、ある程度の解釈はつく。私は先に紀氏が国東郡司又は国東郷司家ではないかと推定したが、この系図では、まさにその通りとなっている。木工允忠俊が宇佐大宮司公通の妹をめとったとあることも、その事実の如何は不明であるが、時代的には矛盾はない。なおついながらこの紀氏の惣領家である秀頼から溝部を称しており、その孫の秀雄までで惣領家は筆を止めている。

俊朝の三子の永朝の子熊然は大夫人阿闍梨といわれ、六郷山の権別当を勤めたらしく、この子孫はすべて出家して、祐然から小城山院主職を世襲している。小城山は、前述のごとく六郷山末山本寺十ヶ寺の一寺である。今日廃絶してその所在をたしかめ得ないが、人によっては武蔵郷(武蔵町)小城村にあり、小城山宝命寺とするものもある。<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>これについては今後なお現地調査等が必要であるが、もしそうだとした場合、紀氏が国東郷に隣接した武蔵郷内寺院の院主職を帯することは、決して不自然ではない。

さてそこで問題となるのは、「志賀文書」の諸富名主沙彌西秀との関係である。「志賀文書」によって系図を作成すると、



のごとくである。これを「紀系図」にあてはめると、秀俊が法名西秀とあり、嫡子秀頼(溝部頼念)と次子秀隆との関係と全

く合致する。「志賀文書」の西秀の讓状は、弘長三（一二六三）年であるから、系図に記された西秀の卒年文永四（一二六七）年と矛盾しないだけでなく、彼が病氣等で所領を弘長三年に処分し、四年後に死亡したとすれば、最も自然に了解される。それだけでなく、「志賀文書」に次男秀隆を「八郎」と記しているが、系図でも全く同様である。なお系図では、秀隆を「立野八郎」と称しているが、「志賀文書」の讓状坪付の中に、八筆から成る公田雑免三町一段のうちで最もまとまった九反のあるのが「タチノ」である。この「タチノ」が今日の「立野」であることは疑いもなく、秀隆はおそらくここに居館を有したからではあるまいか。

この系図については、なおここには省略した部分からも考証すべき問題は多々あるが、ここにはまず一応の報告として、以上の考察に止めておく。

註(1) 「宇佐永弘文書」二五六 六邦山本中末寺次第第四至等注文案（『大分県史料』三）。

(2) 『豊後速見郡史』三二〇頁。

(3) 本誌二一・二二合併号拙稿参照。

## むすび

以上のごとく、全く別途から無関係に出た二史料が、完全に合致するとした場合、われわれはこれを果して偶然の結果として見過してよいであろうか。たとえ後世的系図であっても、古いものを書き改めたものもある筈であり、そうした場合にはその史料の価値は当然認められねばなるまい。

系図の紀秀俊（西秀）が諸富名主であった記述は、どこにもない。しかし次男秀隆を「立野八郎」と号していることは、その一つの傍証となろう。以上の考察がほぼ誤りないとするれば、諸富名のある「国東御領」の性格もようやくはっきりしてくる。国東郷は国衙領であり、しかもそれが郡司家の所領とされたので、とくに「国東御領」とよばれたものではあるまいか。それ

とともに、門田や公田雑免・在家・作島等を多く領有している紀氏の、郡司家としての在村状況が、これによつていよいよ浮き彫りされて来るように思われるのである。

#### 後記

本系図の提示について、重ねて後藤武夫氏に深謝する。尙本誌上に永松氏の「国東地方の紀姓について」の論考が発表され、偶然この地方の紀氏系図について二つの論文が重なる結果となつた。これも同地方に紀姓の多いことを示す事実として、興味がある。参照され度い。しかし永松氏は同系図の出所を記していないのは残念である。教示を請いたいものである。

本稿は昭和四十一年度文部省科学研究費交付金（各個研究）による「大分県における近世庶民史料の調査研究」の一成果である。